フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針 の改正案について

> 令和元年6月 境 省 瑗 経済産業省

平成26年制定時からの時点修正に加え、従来定めのなかった特定解体工事元請業者及び 第一種特定製品引取等実施者に関する記載を追加する等必要な改正を行う必要がある。

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指 針(平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号) 新旧対照表

改正後

地球規模のオゾン全量は現在も少ない状態が続 いており、南極域の春季に形成されるオゾンホー ルの規模は<mark>これまでの拡大傾向には歯止めがかけ</mark> <mark>られたものの</mark>、依然として深刻な状況にある。ま た、地球温暖化の進行は、気候変動により人類の 生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大 な脅威となっており、気候変動に関する国際連合 枠組条約に基づく国際枠組みを受けた我が国にお ける地球温暖化対策の中で、フロン類対策は重要 な柱の一つとされている。

これまでクロロフルオロカーボン及びハイドロ クロロフルオロカーボンの生産量及び消費量につ いては着実に減少している一方で、これらの物質 に代替するものとしてハイドロフルオロカーボン (地球温暖化対策の推進に関する法律) 平成 10年 法律第117号)第2条第3項第4号に掲げる物質 をいう。以下「HFC」という。)の排出が急増す る見込みであり、この抑制が特に重要である。特 にフロン類が冷媒として使用される第一種特定製 品については、廃棄時における冷媒の回収率が依 然として低く、また、第一種特定製品の使用中に 冷媒が多く漏えいしている状況を踏まえた対応が 必要である。

このような趣旨から、オゾン層を破壊し又は地

改正前

地球規模のオゾン全量は現在も少ない状態が続 いており、南極域の春季に形成されるオゾンホー ルの規模は<mark>縮小の兆しが未だ見られず</mark>、依然とし て深刻な状況にある。また、地球温暖化の進行は、 気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存 立基盤を揺るがす重大な脅威となっており、気候 変動に関する国際連合枠組条約に基づく国際枠組 みを受けた我が国における地球温暖化対策の中 で、フロン類対策は重要な柱の一つとされている。

これまでクロロフルオロカーボン及びハイドロ クロロフルオロカーボンの生産量及び消費量につ いては着実に減少している一方で、これらの物質 に代替するものとしてハイドロフルオロカーボン (地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)第2条第3項第4号に掲げる物質 をいう。以下「HFC」という。) の排出が急増す る見込みであり、この抑制が特に重要である。特 にフロン類が冷媒として使用される第一種特定製 品については、廃棄時における冷媒の回収率が依 然として低く、また、第一種特定製品の使用中に 冷媒が多く漏えいしている状況を踏まえた対応が 必要である。

このような趣旨から、オゾン層を破壊し又は地 球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気|球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気 中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について定めるものである。

1 目指すべき姿

今後見込まれるHFCの排出量の急増傾向を早期に減少に転換させることを含め、フロン類の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長期的には廃絶することを目指す。なお、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「法」という。)に基づく対策等を進めることによる温室効果ガスの排出削減効果は、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)において、当該対策を実施しなかった場合に比べて令和2年度においては二酸化炭素換算で1,845万トンに、令和12年においては同じく4,822万トンになることが見込まれる。

短期的には、市中にあるフロン類の大気中への排出を可能な限り抑制することを目指し、特に排出量の増加が見込まれる第一種特定製品について、その使用の際の管理の徹底並びに整備及び廃棄の際のフロン類の回収並びに再生及び破壊の適正かつ確実な実施を図る。

また、フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に資する優れた技術の開発及び導入を目指 すとともに、フロン類対策で世界を牽引し、ま た、これを世界に向けて発信することにより、 フロン類が使用されない製品(以下「ノンフロ

中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について定めるものである。

1 目指すべき姿

今後見込まれるHFCの排出量の急増傾向を 早期に減少に転換させることを含め、フロン類 の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長 期的には廃絶することを目指す。なお、フロン 類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法 律(以下「法」という。)に基づく対策を進める ことによる温室効果ガスの排出削減効果は、当 該対策を実施しなかった場合に比べて平成 32 <mark>年</mark>においては 970 万トンから 1,560 万トンまで の間の数値(フロン類の排出削減量に地球温暖 化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化を もたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対 する比を示す数値として国際的に認められた知 見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める 係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計 量をいう。また、この効果は、当該対策を実施 しなかった場合の排出量の推計値と比べて約 <mark>24%から約 39%の削減に相当する。)</mark>に、<mark>平成</mark> <u>42 年</u>においては同じく <u>2,550 万トンから 3,180</u> 万トンまでの間の数値(同じく約 53%から約 66%の削減に相当する。)になることが見込まれ る。

短期的には、市中にあるフロン類の大気中への排出を可能な限り抑制することを目指し、特に排出量の増加が見込まれる第一種特定製品について、その使用の際の管理の徹底並びに整備及び廃棄の際のフロン類の回収並びに再生及び破壊の適正かつ確実な実施を図る。

また、フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に資する優れた技術の開発及び導入を目指 すとともに、フロン類対策で世界を牽引し、ま た、これを世界に向けて発信することにより、 フロン類が使用されない製品(以下「ノンフロ ン製品」という。)並びにフロン類使用製品のうち使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減、当該フロン類の使用量の削減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じることによりオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度(以下「環境影響度」という。)を低減させた製品(以下「低GWP製品」という。)の世界的な普及に努める。さらに、平成28年10月に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたHFCの生産量及び消費量の段階的削減を確実なものとするとともに、世界的規模でのフロン類の使用の合理化及び管理の適正化の推進について国際的な議論を主導する。

2 対策の基本的な方向性 (略)

3 判断の基準に係る重要事項

法に基づき主務大臣が定める判断の基準に係る 重要事項について、1に示す目指すべき姿の達成 に資する観点から以下のように定める。

- (1) フロン類の製造業者等の判断の基準(略)
- (2) 指定製品の製造業者等の判断の基準 (略)
- (3) 第一種特定製品の管理者の判断の基準 (略)

4 各主体が講ずべき事項

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のため、関係する各主体は、法に基づき定められる基準に加え、下記に定める事項に沿って、必要な取組を講ずるものとする。

(1) 製造業者等に関する事項 (略)

ン製品」という。)並びにフロン類使用製品のうち使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減、当該フロン類の使用量の削減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じることによりオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度(以下「環境影響度」という。)を低減させた製品(以下「低GWP製品」という。)の世界的な普及に努める。さらに、HFCの生産や消費に関する世界共通の規制基準の導入等を含む世界的規模でのフロン類の使用の合理化及び管理の適正化の推進について国際的な議論を主導する。

2 対策の基本的な方向性 (略)

3 判断の基準に係る重要事項

法に基づき主務大臣が定める判断の基準に係る 重要事項について、1に示す目指すべき姿の達成 に資する観点から以下のように定める。

- (1) フロン類の製造業者等の判断の基準(略)
- (2) 指定製品の製造業者等の判断の基準 (略)
- (3) 第一種特定製品の管理者の判断の基準 (略)

4 各主体が講ずべき事項

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のため、関係する各主体は、法に基づき定められる基準に加え、下記に定める事項に沿って、必要な取組を講ずるものとする。

(1) 製造業者等に関する事項 (略)

- (2) 指定製品又は特定製品の管理者に関する 事項 (略)
- (3) 特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者に関する事項
 - [1] 第一種フロン類充填回収業者及び第二種フロン類回収業者は、フロン類回収設備によるフロン類回収作業の開始前に、可能な限りフロン類が回収されるような準備作業を行う等可能な限り回収効率を高めるよう努める。
 - [2] 第一種フロン類充填回収業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際しフロン類を充填する場合には、フロン類の大気中への排出ができる限り少ない方法により行うように努める。また、知見を有する者の確保、養成等に努める。
 - [3] 第一種特定製品の整備を行う事業者は、整備に際し、それぞれの製品の特徴に応じた方法により、フロン類の大気中への排出をできる限り少なくするように努める。また、整備に際し、フロン類を充填又は回収する必要がある場合には、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託して行うことを徹底する。
 - [4] 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際し回収されたフロン類についても、破壊又は再利用により、大気中への排出を抑制するように努める。
 - [5] 第一種特定製品の整備を行う事業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、冷媒漏えいの早期発見のための技術水準の向上を図り、知見を有する者の確保、養成等に努める。
 - [6] 第一種フロン類再生業者は、フロン類再

- (2) 指定製品又は特定製品の管理者に関する 事項 (略)
- (3) 特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者に関する事項
 - [1] 第一種フロン類充填回収業者及び第二種フロン類回収業者は、フロン類回収設備によるフロン類回収作業の開始前に、可能な限りフロン類が回収されるような準備作業を行う等可能な限り回収効率を高めるよう努める。
 - [2] 第一種フロン類充填回収業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際しフロン類を充填する場合には、フロン類の大気中への排出ができる限り少ない方法により行うように努める。また、知見を有する者の確保、養成等に努める。
 - [3] 第一種特定製品の整備を行う事業者は、整備に際し、それぞれの製品の特徴に応じた方法により、フロン類の大気中への排出をできる限り少なくするように努める。また、整備に際し、フロン類を充填又は回収する必要がある場合には、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託して行うことを徹底する。
 - [4] 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際し回収されたフロン類についても、破壊又は再利用により、大気中への排出を抑制するように努める。
 - [5] 第一種特定製品の整備を行う事業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、冷媒漏えいの早期発見のための技術水準の向上を図り、知見を有する者の確保、養成等に努める。
 - [6] 第一種フロン類再生業者は、フロン類再

生施設の使用及び管理の方法を遵守し、再 生時の大気中への排出を防止するととも に、用途に応じた適切な再生を行う。

- [7] フロン類破壊業者は、フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を遵守し、破壊時の大気中への排出を防止するとともに、作業の安全性等を確保することを前提として、可能な限り分解効率を高めるよう努める。
- [8] 特定解体工事元請業者は、解体工事に係 る建築物その他の工作物における第一種特 定製品の設置の有無についての確認及び説 明を適切に実施するとともに、特定解体工 事発注者から依頼された場合には第一種特 定製品又は第一種特定製品に冷媒として充 填されているフロン類の適正な取扱いに努 める。
- [9] 第一種特定製品引取等実施者は、第一種 特定製品の引取り等に際して、フロン類の 回収が確認されない機器の引取り等を行わ ないことを徹底し、廃棄等された第一種特 定製品の適正な流通の確保に努める。

(4) 国に関する事項

- [1] 自らが指定製品又は特定製品の使用事業者となる場合、「(2) 指定製品又は特定製品の管理者に関する事項」について、率先して実行する。
- [2] 事業者及び国民に対して、法制度、特に 第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄 の際の回収の必要性、引渡しや費用負担等 の義務について、理解と協力を得るための 普及啓発、適切な指導助言等を行う。
- [3] フロン類の製造等から使用、回収、再生、破壊に至るまでの各過程における量を把握するためのシステムの構築を図る。
- [4] ノンフロン製品及び低GWP製品等に 係る技術開発の支援及び導入の補助、税制 上の軽減措置、人材の育成、表示の充実並

生施設の使用及び管理の方法を遵守し、再 生時の大気中への排出を防止するととも に、用途に応じた適切な再生を行う。

[7] フロン類破壊業者は、フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を遵守し、破壊時の大気中への排出を防止するとともに、作業の安全性等を確保することを前提として、可能な限り分解効率を高めるよう努める。

(新設)

(新設)

(4) 国に関する事項

- [1] 自らが指定製品又は特定製品の使用事業者となる場合、「(2) 指定製品又は特定製品の管理者に関する事項」について、率先して実行する。
- [2] 事業者及び国民に対して、法制度、特に 第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄 の際の回収の必要性、引渡しや費用負担等 の義務について、理解と協力を得るための 普及啓発、適切な指導助言等を行う。
- [3] フロン類の製造等から使用、回収、再生、破壊に至るまでの各過程における量を把握するためのシステムの構築を図る。
- [4] ノンフロン製品及び低GWP製品等に 係る技術開発の支援及び導入の補助、税制 上の軽減措置、人材の育成、表示の充実並

- びに普及啓発を行い、当該製品の導入の加速化を図る。
- [5] 充填回収業者、整備業者、破壊業者及び 再生業者の技術力を確保し、向上させる取 組の推進等、特定製品の適切な整備やフロン類の適切な充填、回収並びに再生及び破 壊を促進するための必要な支援を行う。
- [6] フロン類の使用及び大気中への排出を 抑制するための国際連携及び開発途上国支 援を行う。
- [7] 現在主に使われている冷媒に比べて地球温暖化係数の小さい冷媒の使用については、法及び他の法令との合理的な調和を図る。

- [8] 地方公共団体における監督に資するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)等と連携した建築物の解体工事における取組の強化、第一種特定製品の管理の適正化等に関する必要な支援を行うとともに、第一種特定製品の適正処理の確保に関して先進的な取組を実施している都道府県等の事例の収集や発信を行う。
- [9] 事業者が実施するフロン類等の対策の 取組が適正に評価される環境づくりについ て検討する。
- (5) 地方公共団体に関する事項
 - [1] 自らが指定製品又は特定製品の使用事

- びに普及啓発を行い、当該製品の導入の加速化を図る。
- [5] 充填回収業者、整備業者、破壊業者及び 再生業者の技術力を確保し、向上させる取 組の推進等、特定製品の適切な整備やフロン類の適切な充填、回収並びに再生及び破 壊を促進するための必要な支援を行う。
- [6] フロン類の使用及び大気中への排出を 抑制するための国際連携及び開発途上国支 援を行う。
- [7] 現在主に使われている冷媒に比べて地球温暖化係数の小さいHFC 32 等の使用に係る高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第204号)に基づく基準の整備について、「規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」に基づき、HFC 32、HFC 1234 y f、HFC 1234 z e 及び二酸化炭素について、技術的事項について検討し、検討を踏まえ当該ガスの利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討を行う等、法及び他の法令との合理的な調和を図る。
- [8] 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)等と連携した建築物の解体工事における取組の強化、第一種特定製品の管理の適正化等に関する必要な支援を行うとともに、第一種特定製品の適正処理の確保に関して先進的な取組を実施している都道府県等の事例の収集や発信を行う。
- [9] 事業者が実施するフロン類等の対策の取 組が適正に評価される環境づくりについて 検討する。
- (5) 地方公共団体に関する事項
 - [1] 自らが指定製品又は特定製品の使用事

- 業者となる場合、「(2) 指定製品又は特定製品の管理者に関する事項」について、率先して実行する。
- [2] 関係機関や関係団体との協議会を積極的に設置するなど、関係者との連携等を通じ、第一種特定製品の管理者をはじめとする事業者や国民に対して、第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄等の際のフロン類の回収の必要性、引渡しや費用負担の義務等の法制度について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導及び助言等を行う。
- [3] ノンフロン製品及び低GWP製品の普及のための広報活動に関し、国の施策に協力するように努める。
- [4] 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導の強化、<mark>その他関係法令と連携した</mark>第一種特定製品の管理の適正化等に関して必要な<u>指導及び</u>支援を行う等、地域の実情に応じた施策の実施に努める。
- (6) 国民及び事業者に関する事項
 - [1] 国民及び事業者は、フロン類使用製品を 買換え又は新たに購入する際、ノンフロン 製品又は低GWP製品が上市されている場 合には当該製品を購入することを検討する よう努める。
 - [2] 国民及び事業者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力して、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に参加及び協力するように努める。特に、フロン類使用製品の販売を行う事業者は、ノンフロン製品及び低GWP製品の普及のための広報活動に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するように努める。

- 業者となる場合、「(2) 指定製品又は特定 製品の管理者に関する事項」について、率 先して実行する。
- [2] 関係機関や関係団体との協議会の設置 による連携等を通じ、第一種特定製品の管理者をはじめとする事業者や国民に対して、第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄の際の回収の必要性、引渡しや費用負担の義務等の法制度について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導及び助言等を行う。
- [3] ノンフロン製品及び低GWP製品の普及のための広報活動に関し、国の施策に協力するように努める。
- [4] 建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導の強化、第一種特定製品の管理の適正化等に関して必要な支援を行う等、地域の実情に応じた施策の実施に努める。

(6) 国民及び事業者に関する事項

- [1] 国民及び事業者は、フロン類使用製品を 買換え又は新たに購入する際、ノンフロン 製品又は低GWP製品が上市されている場 合には当該製品を購入することを検討する よう努める。
- [2] 国民及び事業者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力して、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に参加及び協力するように努める。特に、フロン類使用製品の販売を行う事業者は、ノンフロン製品及び低GWP製品の普及のための広報活動に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するように努める。

5 施策の進捗状況の調査等

環境省及び経済産業省は、法に基づく事業者の 取組の進捗状況を含む、法の施行状況について定 期的に調査及び評価し、その内容を公表する。ま た、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実 施の確保等に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第39号)の施行後5年を経過し た場合、及びフロン類の使用の合理化及び管理の 適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和 元年法律第25号)の施行後5年を経過した場合に おいては、それぞれ法の施行状況を可能な限り定 量的に検証し、必要があると認めるときは、制度 の内容について検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。

附 則(略)

5 施策の進捗状況の調査等

環境省及び経済産業省は、法に基づく事業者の 取組の進捗状況を含む、法の施行状況について定 期的に調査及び評価し、その内容を公表する。ま た、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実 施の確保等に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第39号)の施行後5年を経過し た場合においては、法の施行状況を可能な限り定 量的に検証し、必要があると認めるときは、制度 の内容について検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。

附 則(略)